

元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱

(目 的)

第1条 集客力が高く経済波及効果や情報発信力が高い大規模イベントを大分県内に誘致することにより、地域の元気を創出するため、公益社団法人ツーリズムおおいた（以下「ツーリズムおおいた」という。）の会長が認めた団体等が大型コンサート等のイベントを開催するのに要する経費に対して、助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象事業、経費及び限度額)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業、経費及び限度額は、次のとおりとする。

1 対象事業

(1) ツーリズムおおいたが誘致又は開催を支援する県外からの多くの集客が見込まれる国内外のコンサートや、スポーツの興業（以下「コンサート等」という。）で、次の全ての要件を満たすもの。

①国、県及び市町村が主体（実行委員会の構成員として実施するものを含む。）でないもの。

②5,000人以上の有料入場者数が見込まれるものであること。

ただし、大分県立武道スポーツセンターでの大会において、国際大会及び日本代表戦もしくはそれに準ずる大会の場合においては、最大入場者数の80パーセント以上かつ1日あたり2,500人以上の有料入場者数が見込まれるものであること。

(2) ツーリズムおおいたが誘致又は開催を支援する県外から多くの集客が見込まれるスポーツイベント等で次の全ての要件を満たすもの。

①国、県及び市町村が主体となったもの（実行委員会の構成員として実施するものを含む。）は除く。

②大分県内の宿泊施設に宿泊する参加者の延べ宿泊日数が、1,000人泊以上であること。

2 助成対象経費

助成対象経費は、別表に定めるところによる。

3 助成金の限度額

(1) 助成金の額は前項の助成対象経費の20パーセント以内とし、別途審査により決定する。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

(2) 第1項第1号において、集客数が3万人を超える場合は200万円を1千万円と読み替えるものとする。

(3) 前2号の規定に関わらず、助成対象イベント等の主たる開催施設が市町村有の施

設の場合においては、前2号の限度額の1/2の範囲内で市町村の助成額（実行委員会の構成員として助成するもの等を含む。）を上限に助成を行うものとする。

（助成対象団体）

第3条 助成対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請を行う団体は、事前にツーリズムおおいたと申請内容について協議を行うものとする。

- （1）団体の定款、規約、会則等を有すること。
- （2）事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- （3）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- （4）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- （5）暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）その他、会長が必要と認める書類

（助成条件）

第5条 助成条件は、次のとおりとする。

- （1）助成金を交付目的に反して使用しないこと。
 - （2）助成事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、助成事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
 - （3）助成事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
 - （4）助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
 - （5）この助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - （6）その他、この要綱の定めに従うこと。
- 2 会長が定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- （1）助成金の交付目的に反しない事業内容又は執行計画の変更
 - （2）助成対象経費の30%以内の経費の配分の変更

（助成金の交付決定の通知）

第6条 通知は、助成金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 申請の取下げのできる期間は、助成金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(助成金の交付方法)

第8条 この助成金は、精算払いの方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払いの方法により交付することができるものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成金の交付決定通知を受けた者が、助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 報告は、助成事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 宿泊施設利用証明書(第9号様式)
- (3) 収支精算書(第10号様式)
- (4) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 通知は、助成金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出)

第12条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのあるものを除き、別に会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

【別表】助成対象経費

◎コンサート等

経費項目	内 容
会場・施設・バス等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合の車両の借り上げ料、シャトルバス等にかかる経費
会場設営・撤去費	コンサート会場の設営や撤去に要する経費
警備費	会場及び周辺の警備費
県内交通費、運搬費	県内移動にかかる交通費や用具等の運搬費
ポスター等印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、複写費、製本費等
広告宣伝費	新聞、雑誌、駅貼り、立て看板等、テレビ・ラジオ等のスポット広告の経費
関係者宿泊費	コンサートスタッフ等関係者の宿泊費

◎スポーツイベント等

経費項目	内 容
会場・施設・バス等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合の車両の借り上げ料、シャトルバス等にかかる経費
会場設営・撤去費	大会会場の設営や撤去に要する経費
審判、競技監視員謝金	審判や協議運営に必要な監視員に対する謝金
警備費	会場及び周辺の警備費
県内交通費、運搬費	県内移動にかかる交通費や用具等の運搬費
ポスター等印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、複写費、製本費等
広告宣伝費	新聞、雑誌、駅貼り、立て看板等、テレビ・ラジオ等のスポット広告の経費
賞品費	メダルやトロフィー、記念品等の経費
競技運営に係る委託費	大会の企画運営や公式タイムの記録等に係る委託経費
保険料	役員、運営スタッフ等に係る傷害保険や賠償責任保険料
関係者宿泊費（競技参加者は除く）	大会運営役員・スタッフ等関係者の宿泊費

第1号様式（第4条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継 殿

申請者

住所

代表者

印

下記のとおり、元気創出イベント誘致推進基金助成事業を実施したいので、助成金
円を交付されるよう、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱第4条の規定により
申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的（効果）
- 3 事業の内容
- 4 経費の配分及び負担区分
- 5 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他会長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

事業名	
開催期間	
参集（宿泊） 規模	（うち大分県外からの参加者数の見込み 人）
内 容	
備 考	

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考

2 支出 (単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考

※区分欄は助成対象経費の経費項目に沿って記載すること。

第4号様式（第5条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 殿

申請者

住所

代表者

印

下記のとおり、元気創出イベント誘致推進基金助成事業の変更承認を受けたいので、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 助成事業の変更内容

変更後

変更前

2 助成事業の変更理由

第5号様式（第6条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった元気創出イベント誘致推進基金助成事業については、下記のとおり交付することと決定したので、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 助成対象経費 金 円

2 助成金の交付決定額 金 円

3 助成条件

(1) 助成金を交付目的に反して使用しないこと。

(2) 助成事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、助成事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

(3) 会長が定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

ア 助成金の交付目的に反しない事業内容又は執行計画の変更

イ 助成対象経費の30%以内の経費の配分の変更

(4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

(6) この助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(7) その他、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱の定めに従うこと。

第6号様式（第9条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成金交付請求書

第 号
年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 殿

申請者

住所

代表者

印

年 日付け 第 号で交付決定通知のあった元気創出イベント誘致推進基金助成金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

振込先

金融機関名	支店		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

第7号様式（第10条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 殿

申請者
住所
代表者 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった元気創出イベント誘致推進基金助成事業を下記のとおり実施したので、元気創出イベント誘致推進基金助成金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業の内容
- 3 助成金の精算額 金 円
- 4 経費の配分及び負担区分
- 5 事業の完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 事業実績書（第8号様式）
 - (2) 収支精算書（第10号様式）
 - (3) 助成対象経費の支出を証する書類（領収書等の写し）
 - (4) その他会長が必要と認める書類

第8号様式（第10条関係）

事業実績書

事業名	
開催期間	
参集（宿泊） 規模	（うち大分県外からの参加者数の見込み 人）
内 容	
備 考	

※コンサート等についてはチケット販売数等来場者数がわかる書類及び県外来場者数の推計値を示した書類（サンプル調査の結果等）を添付すること。

※スポーツイベントについては、イベント参加者数のわかる書類及び宿泊人数証明書（第9号様式）等が把握できる書類を添付すること。

年 月 日

宿 泊 施 設 利 用 証 明 書

住所

宿泊施設名

代表者

印

連絡先

以下のとおり施設を使用したことを証明します。

大会等の名称	
開催年月日	
上記大会に関する 宿泊者数	<p>宿泊日 年 月 日 (人)</p> <p>宿泊日 年 月 日 (人)</p> <p>宿泊日 年 月 日 (人)</p> <p>宿泊日 年 月 日 (人)</p> <p>宿泊日 年 月 日 (人)</p> <p>延べ (人)</p>

第10号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	本年度精算額	備 考

2 支出 (単位：円)

区 分	本年度精算額	備 考

※区分欄は助成対象経費の経費項目に沿って記載すること。

第11号様式（第11条関係）

元気創出イベント誘致推進基金助成金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長

印

年 日付け 第 号で提出された元気創出イベント誘致推進基金
助成事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付
決定通知に係る助成金の額 円については、金 円に確定
したので、元気創出イベント誘致推進基金助成金補助金交付要綱第11条の規定により通
知します。